

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和7年5月22日付け八代市公告第84号で公告した八代農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更したので、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和7年8月5日

八代市長 中村 博生



1. 縦覧場所：八代市役所農林水産政策課